

平成 30 年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成 30 年度の取組

「環境配慮契約法」及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理について環境配慮契約の締結状況は以下のとおりであった。

- 1) ①電気の供給のうち、高圧・特別高圧電力については、裾切り方式（注 1）による入札を実施したうえで環境配慮契約を締結した（契約件数：7 件。予定使用電力量：147,234,684 kWh）。  
また低圧電力についても同様に、裾切り方式による入札を実施したうえで環境配慮契約を締結した（契約件数：20 件。予定使用電力量：45,035kWh）。

（注 1）二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況をそれぞれ点数化し、その合計が基準値以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。

- 2) ②自動車の購入及び賃貸借については、総合評価落札方式（注 2）による入札を実施したうえで環境配慮契約を締結した（契約件数：賃貸借 2 台）。

（注 2）環境性能（燃費）および価格を総合的に評価し、その結果が最も優れた者を落札者とする方式。

- 3) ③船舶の調達については、契約締結の実績はなかった。

- 4) ④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）については、平成 22 年度中に環境配慮契約を締結しており、現在、この契約に伴う事業期間が継続中である（事業期間：平成 23 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）。
- 5) ⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、環境配慮型プロポーザル方式（注 3）による調達を実施したうえで環境配慮契約を締結した。（契約件数：1 件）。
- （注 3）温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を設計者に求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式。
- 6) ⑥産業廃棄物の処理については、契約締結の実績はなかった。